

議案第61号

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成
14年加西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のうち管理職員」を「(医療職を除く)」に改める。

第2条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第2条 市長及び副市長に対して支給する期末手当については、特別職に属する常勤の職
員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）第3条第3項の規定にかかわら
ず、同項中「100分の212.5」とあるのは、市長にあつては「100分の122.5」と、副市
長にあつては「100分の137.5」と、「100分の232.5」とあるのは、市長にあつては「100
分の142.5」と、副市長にあつては「100分の157.5」と読み替えるものとする。

2 教育長に対して支給する期末手当については、教育長の給与及び旅費等に関する条例
（昭和42年加西市条例第18条）第3項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関
する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下「給与条例」という。）第29条第2項中
「100分の140」とあるのは「100分の80」と、「100分の160」とあるのは「100分の100」
と読み替えるものとする。

3 一般職の職員のうち、行政職給料表の適用を受ける者に対して支給する期末手当につ
いては、給与条例第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給時期の区分
に応じ、当該各号に定める割合に読み替えるものとする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の6月に支給する場合 次に掲げる職務の級に
応じ、それぞれに定める割合

ア 職務の級が1級、2級又は3級であるもの 100分の120

イ 職務の級が4級、5級又は6級であるもの 100分の110

ウ 職務の級が7級又は8級であるもの 100分の90

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員の12月に支給する場合 次に掲げる職務の級に
応じ、それぞれに定める割合

ア 職務の級が1級、2級又は3級であるもの 100分の130

イ 職務の級が4級、5級又は6級であるもの 100分の125

ウ 職務の級が7級又は8級であるもの 100分の110

第3条を削る。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例は、平成22年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(審議資料)

景気悪化に伴い、市税収入の大幅な減収が予想され、財政状況が予断を許さない状況にある。財政の立て直しのため、特別職、教育長及び一般職の期末手当等を削減するための改正を行うもの。

【改正要旨】

(期末手当等削減の概要)

	6月支給月数	12月支給月数	合計
市長	2.125→1.225	2.325→1.425	4.450→2.650(1.8月減)
副市長	2.125→1.375	2.325→1.575	4.450→2.950(1.5月減)
教育長	2.125→1.525	2.325→1.725	4.450→3.250(1.2月減)
一般職(7, 8級)	2.150→1.650	2.350→1.850	4.500→3.500(1.0月減)
一般職(4, 5, 6級)	2.150→1.850	2.350→2.000	4.500→3.850(0.65月減)
一般職(1, 2, 3級)	2.150→1.950	2.350→2.050	4.500→4.000(0.5月減)

※一般職については医療職を除く。